

高知県DV被害者支援計画の改定について

資料2

計画の位置付け

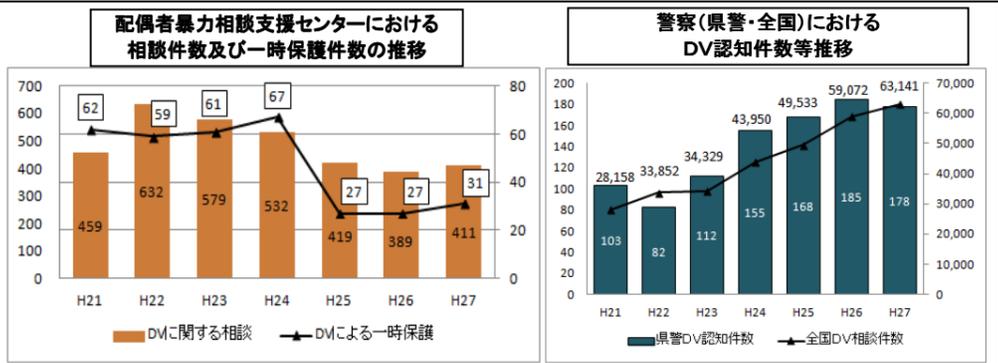
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき策定。
- 平成18年度の策定以降、5年ごとに改定(策定)。第3次計画は、平成29年4月から平成34年3月までを計画期間として策定。
- 進捗管理は、「高知県男女共同参画推進本部会議」及び「こうち男女共同参画会議」が行う。

現状と課題

- ◆県民の意識** 県民意識調査(H26.1実施)
 - ◇DVを直接経験した割合が前回調査時(平成21年度)より減少した半面、身近に見聞きした割合が大きく増えるなど、暴力に関する認識は全体的に高まっているが、身体的暴力に比べ精神的暴力等に対する認識が低い。
 - ➡ **DVの理解に向けたさらなる意識啓発が必要**
 - ◇「DVを直接、経験したことがある」が約2割、そのうち「誰(どこ)にも相談しない」が4割強を占め、相談しない理由として「どこに相談していいのかわからない」「相談しても解決しないので無駄だと思った」の回答が見られた。
 - ◇「DV・デートDV・性暴力を無くすために必要だと考える」(複数回答)こととして、「相談窓口を増やし、窓口の周知を図る」が5割強、「学校で人権問題や暴力を防止するための教育を行う」が約4割
 - ➡ **潜在化する被害者の早期発見・通報につなげる体制づくりとともに、相談窓口の周知及び相談対応者のスキルアップが必要**
 - ➡ **デートDV等の防止に向けた若者への予防教育、意識啓発が必要**

- ◆県内のDVの状況**
 - ◇ **配偶者暴力相談支援センターにおけるDVに関する相談・一時保護件数とも減少**
小さな子ども連れや精神的なケアが必要な方など、複雑・多様な事情を抱えた方が多くなっている状況。
 - ➡ **関係機関と連携し、自立に向けたきめ細かな支援を行うことが必要**

- ◇ **警察におけるDV認知件数は増加**
県内におけるDV認知件数は増加しており、DV発生件数自体は減少していない可能性が高い。
 - ➡ **引き続き、相談窓口の周知や広報・啓発が必要**



- ◇ **DVに関する男性や同性カップルからの相談**
男性や同性カップルのDV被害者については、件数が少ないこともあり、十分な対応ができる体制にない。(ソレの男性対象相談には、平成25年度以降年間10件程度の相談が寄せられている。)
 - ➡ **相談対応者の専門知識の習得・スキルアップと相談窓口の周知が重要**

- ◆その他、社会情勢など**
 - ◇ **DV関連の法律の改正(平成25年改正)**
 - 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」
 - ・生活の本拠を共にする交際相手(同棲相手)からの暴力も法の適用対象になった。
 - 「ストーカー規制法」
 - ・国及び地方公共団体が、婦人相談所その他適切な施設による被害者の支援及び、民間組織活動の支援等を図るため、必要な体制整備や財政上の措置等を講ずるよう努めることが規定。

- ◇ **中高生へのスマート・フォン、携帯電話の普及**
スマート・フォン等を使った過度の監視やリベンジポルノ等のデートDV被害の拡大が懸念される。
※スマート・フォン、携帯電話の所有・利用状況・・・高校生96.7%、中学生60.9%
(内閣府「平成27年度青少年のインターネット利用環境実態調査」)

総括

5つの「基本の柱」に基づき、着実に取組を進めてきたが、なお、課題が残されている状況。
現計画の「基本の柱」を継続しつつ、取組の更なる強化・充実を進めていくことが必要。

拡充の視点

- ① 広報啓発・窓口周知のチャンネルを増やす
→ **経済団体等への働きかけ**
- ② 予防教育の強化
→ **より多くの学校での出前講座の開催**
- ③ より幅広い相談に対応出来る人材の育成
→ **多様な被害者への支援について学ぶ機会の充実**
- ④ 自立の促進
→ **自立支援施設における就労支援の強化・充実**

3次計画

【基本の柱】	【重点目標】	【取組項目】	【流れ】
1 社会づくり DVを許さない	(1)関係機関・団体の連携等による取組の推進 (2)DV防止のための教育・普及啓発 (3)若年層に対する予防教育の推進 (4)加害者への対応	① 関係機関・団体の連携強化 孤 ① 生涯にわたる人権教育の推進 ② DV防止の意識啓発の推進 孤 ① 若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施 ① 加害者への厳正な対応 ② 加害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施	関係機関が連携して、まずは予防
2 安心して相談できる体制づくり DV被害者の早期発見、	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備 (2)配偶者暴力相談支援センターの機能の強化 (3)DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上 (4)誰もが相談しやすい体制づくり	孤 ① 配偶者暴力相談支援センターの周知 孤 ② DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備 ① 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上 ② 相談員のメンタルヘルスケアの充実 ③ 市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化 ④ 県その他機関との連携強化 ① 各種相談窓口職員のスキルアップ・専門性の向上 ② 職務関係者を対象とした人権研修の推進 ① 配偶者暴力相談支援センターの周知 ② 各種相談機関における相談機能の強化 ③ 相談窓口のバリアフリー化 孤 ④ 若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり	早期発見・通報と相談の充実で早めの手立て
3 体制の充実 DV被害者の一時保護	(1)関係機関の連携による一時保護と安全の確保 (2)配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実 (3)民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実	① 関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保 ② 迅速かつ安全な一時保護の実施 ③ DV被害者等に関する情報保護の徹底 ④ 司法手続きに関する支援 ① DV被害者の心理ケアの充実 ② 子どもの心身のケアの充実 ③ 保育・学習支援の充実 ④ 災害に備えた体制づくり ① 配偶者暴力相談支援センターの一時保護以外の保護できる場の確保 ② 民間シェルターへの支援	安全・安心な場で心身を回復
4 DV被害者の自立に向けた支援	(1)DV被害者の生活再建 (2)安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	孤 ① 一時保護所入所時からの継続した自立支援 孤 ② 各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援 孤 ③ 住宅の確保に向けた支援 孤 ④ 就労に向けた支援 ⑤ 民間団体等による支援の拡充に向けた取組の実施 ① 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り ② 被害者及び子どもの心身の回復の支援 ③ 地域での居場所づくり	生活再建や自立に向けた支援
5 取組の推進 地域における	(1)地域における見守り体制づくり (2)地域における早期発見、通報及び相談体制づくり (3)地域における自立に向けた支援の取組	① 市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化【再掲】 ② 関係機関等との連携強化に向けた取組 ① 関係機関等との連携強化に向けた取組 ① 生活再建に向けた見守り支援 ② 子どもの健やかな成長の見守り	地域で継続的な見守り

関係機関と連携した、DVの予防から被害者の自立支援までの切れ目のないサポートの実施